

ぴっぷ 農業委員会 だより

第28号
2018年1月発行
編集・発行
比布町農業委員会
(0166)85-4809

年頭所感

比布町農業委員会

会長 上西 彰一



平成30年の新春を町民の皆さまと共に迎え、謹んでお慶び申し上げます。

日頃から、各関係機関の方々を始め、町民の皆さまには、農地行政や農業委員会諸活動全般に深いご理解とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年も地球温暖化に伴う異常気象により、国内各地で予期せぬ大きな風水害等が発生しました。特に九州北部では、集中豪雨や地震により多くの方が犠牲となり、被災された方々に改めてお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興をご祈念申し上げます。

さて、基幹作物である水稻の昨年の作柄状況ですが、農政事務所が発表した作況指数は、全国「100」に対し、上川は「102」

とやや良でした。

水稻生産量は、NOSA I道央の10a当たり平均単収は608kg（網目1・8mm）で、当農業委員会としては566kg（網目1・9mm）で町に報告しました。

その他の作物も「平年並」の結果となり、偏に生産者の自助努力と関係者各位のご尽力に、心から敬意と感謝を申し上げます。

昨年の本町農業の状況は、水田確認面積2、116ha、耕作農家数275戸、その内販売農家数235戸（内水稻作付農家数163戸）でした。また、65歳以上の経営主が全体の57・8%を占め、依然高齢化に歯止めがかからないのが現状です。

農林水産省では、昭和44年からの米生産調整を昨年で終了し、今年からは、地方行政・JA等生産者団体独自の生産目標を設ける政策に転換しました。また日本は、昨年7月にEUとEPA（経済連携協定）を大筋合意、11月にアメリカ合衆国脱退後の11か国によるTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）を大筋合意したことにより、

北海道農業の未来、特に本町の農業をいかに育成存続させるかが、喫緊の大きな課題です。

当農業委員会は、上部組織である全国農業会議所を通じ、農村現場の状況と切実な生産者の声を国に要請してまいります。また、本町の課題である農地流動化対策の町補助金・大区画圃場整備費等の負担割合による農地あっせん価格見直しの検討が急務です。

結びに、今年も町民の皆さまのご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます、新年のあいさつとさせていただきます。

今回の内容

- 年頭所感
- 農地を転用するときは許可が必要です
- 道内視察研修報告
- 農地のあっせん申し出状況
- 農地利用状況調査について
- 実勢賃借料のお知らせ
- 平成30年比布町農業委員会総会予定日
- 農業者年金
- 編集後記

農地を転用するときは 許可が必要です



農地は、大切な食料の供給基盤です。

一度、農地以外に転用すると元に戻すことが極めて難しいことから、無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、適切に行われる必要があります。

町の食料自給力を高め、食料安全保障のため、みんなで優良な農地を守りましょう。

●農地転用とは

農地を住宅や農業施設等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林等農地以外の用地に転換することです。

なお、一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

●農地を転用するときは

「農地法」の許可が必要！

農地は一部のものを除き、原則として転用できないことになっていますが、一定の要件を満たす場合は、事前に申請を行えば許可を受けることができます。たとえ自己所有の農地でも、転用する場合は許可が必要です。

転用申請は、許可になるまでに2か月程度を要し、また、転用目的によっては土地の分筆測量が必要な場合もありますので、早めに手続きを進めてください。

農地を転用したいとき、
まずは農業委員会へご相談ください。

●「農振法」の許可も必要な場合

転用しようとする農地が農業振興地域整備計画の農用地区域に含まれている場合は、用途変更や除外の申請が必要です。

申請内容によっては、許可までに数か月を要することがあります。

農振法の許可は、農地転用の申請前に行う必要がありますので、早めに農業対策室（産業振興課農政係）へご相談ください。

●許可を受けずに転用した 許可どおりに転用しなかった場合

無断転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復命令がされる場合があります。

また、罰則の適用もあります。
（罰則）3年以下の懲役または
300万円以下の罰金（法人は
1億円以下の罰金）



新得町は、面積の約9割が森林地帯で、農業の概ね半数を畑作（小麦・いもなど）と酪農で占めています。スクールには酪農・肉牛・畑作の3コースがあり、研修生はこの施設で生活しながら、実習先の牧場や農場へ通います。また、実習農場で農作物を栽培し、食事や調理実習の材料としています。平成29年3月末までに188人が研修を修了し、41人が新得町に在住。うち30人が農業関係に従事しています。

平成8年に設置された女性専用の農業体験研修施設。宿泊室や加工室、実習農場などを設備しています。



新得町立レディースファームスクール前

新得町立レディースファームスクールへ新規就農対策について（新得町）

平成29年10月16日～17日（月～火）の2日間、農業委員活動の一環として道内視察研修を実施しましたので、その概要をお知らせします。

農業委員 道内視察研修報告

農地のあっせん 申し出状況

農地の売買・賃貸借の申し出状況は、下表のとおりです。（平成29年10月31日現在）

農地移動適正化あっせん事業により、農地等の買い受け・売り渡しを希望される方の「あっせん申し出」を受け付けています。

この事業で行われた売り渡しには、譲渡所得の特別控除等の特別措置があります。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。（☎85-4809）

売りたい（現在賃貸中）

番号	所在地	地目	面積 (ha)
1	北7線13号	田	3.0
2	北2線10号	田	7.5
3	新町3丁目	田・畑	1.8
4	北6線10号	田	0.9
5	北6線14号	田	3.9
6	北5線12号	田	4.7
7	北7線10号	田	3.9
8	北5線6号	田・畑	6.4
9	北1線9号	田・畑	3.9
10	緑町1丁目	田	0.5

番号	所在地	地目	面積 (ha)
11	基線1号	田	7.6
12	北4線14号	田	5.7
13	北3線13号	田	2.4
14	北4線12号	田	3.1
15	北3線5号	田	1.0
16	北4線10号	田	3.1
17	基線9号	田	4.6
18	北4線10号	田	1.2
19	北2線10号	田	3.9

※賃貸期間中は、借主の耕作が優先となります。

※3番と10番は農用地区域外のため、農地移動適正化あっせん事業の対象外です。

売りたい・貸したい（所有者耕作中）

番号	所在地	地目	面積 (ha)
1	北8線14号	田	4.3
2	北9線14号	田	5.7
3	北7線12号	田	4.8
4	※基線1号	田・畑	4.8
5	北6線7号	畑	1.2
6	※北9線10号	田	2.0
7	北5線12号	田	3.1

番号	所在地	地目	面積 (ha)
8	北10線14号	田・畑	4.5
9	北3線14号	田	1.2
10	北5線12号	田	1.0
11	※北8線13号	田	5.6
12	※北4線11号	田	1.4
13	北5線13号	田	5.0

※売買希望



トマト選果施設内

100人程の従業員が働いています。また、規格外品は、農協がトマトジュース、ピュレ、ゼリーなどに加工し、販売しています。

J Aびらとり トマト選果施設、青果振興対策について（平取町）

平取町は日高地方の西端に位置し、トマト・きゅうりをはじめとした青果物や水稲、肉牛や乳牛の畜産物が農業の中心となっています。

米の減反政策に伴い、早くから収益性の高い作物への転作を進め、一部の生産者がハウストマトの夏秋栽培を開始。作付面積は順調に増加しましたが、個人選別では面積拡大に限界があったため、昭和57年に農協が中心となり野菜集荷施設を建設し、共同選果を始めました。平成に入り品種を「桃太郎」に統一し、トマト専用の選果施設と選果機を導入。平成18年には糖度センサーを設備した第2選果施設が整備され、平成24年以降、40億円を超える出荷額を維持しています。他にも野菜育苗センターや予冷貯蔵施設も一帯に併設され、

農地利用状況調査を実施

農業委員会では、耕作放棄地や農地転用等の現状を確認するため、農地パトロールと併せて農地利用状況調査を行っています。

昨年10月23日、農業委員による調査を実施した結果、農地の荒廃化が一部に見られましたので、所有者は、周辺耕作者の営農条件に支障が生じないように適切な管理をお願いします。

なお、農地の管理、貸借や売買などについてお困りの方は、農業委員会事務局へご相談下さい。



平成29年農地利用状況調査

実勢賃借料のお知らせ

過去1年間に農業委員会を通じて締結された賃貸借契約の賃借料は左表のとおりです。

今後、農地を貸し借りする場合はの参考にしてください。

「実勢賃借料一覧表」

【単価：10a当たり】

区分	実勢賃借料	参考賃借料
最高額	15,000円	上 13,000円
最低額	5,000円	中 10,000円
平均額	11,694円	下 7,000円

※実勢賃借料は、平成28年12月～平成29年11月に締結された賃貸借契約により算出したものです。

比布町農業委員会総会は、原則毎月第4月曜日に開催しています。平成30年の開催予定日は下記のとおりです。

なお、申請書等の受付締切りは、総会開催日の10日前です。

- 第7回 1月22日 (12日締切り)
- 第8回 2月26日 (16日締切り)
- 第9回 3月26日 (16日締切り)
- 第10回 4月23日 (13日締切り)
- 第11回 5月28日 (18日締切り)
- 第12回 6月25日 (15日締切り)
- 第13回 7月23日 (13日締切り)
- 第14回 8月27日 (17日締切り)
- 第15回 9月25日 (14日締切り)
- 第16回 10月22日 (12日締切り)
- 第17回 11月26日 (16日締切り)
- 第18回 12月25日 (14日締切り)

※総会予定日は変更する場合がありますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業者年金であなたの老後をサポート！

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万8千円が必要となるデータがあります。

国民年金十農業者年金で、農業者の老後生活の収入をカバーすることが出来ます。

また、ご主人だけが農業者年金に加入していたとしたら、先にご主人が亡くなったとき、奥さまの老後の支えは国民年金だけになってしまいます。

**女性農業者にもおすすめ
一人ひとりの備えが大切です**

編集後記

新春のお慶びを申し上げます。皆さま方には、日ごろより農業委員会活動にご理解をいただき、誠にありがとうございます。

平成28年に農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命制へと改正されました。その中で、年齢及び性別に著しい隔たりが生じないよう女性の起用が推進され、昨年7月20日に2名の女性農業委員が任命されました。

私も女性として、農業者として、上西会長をはじめ、先輩農業委員、事務局と連携しながら、比布町の農地を守るため、スキルアップしていきたいと考えています。

(武藤 加代子)



編集委員

上西 彰一 佐藤 芳隆
小野 明男 山口 剛志
中本 諭 武藤加代子